

四半期連結財務諸表の用語 様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第三章の二 四半期連結包括利益計算書</p> <p>第二節 総則（第八十三条の二 第八十三条の四）</p> <p>第二節 その他の包括利益（第八十三条の五・第八十三条の六）</p> <p>第三節 四半期包括利益（第八十三条の七）</p> <p>第四章 四半期連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第五章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（適用の一般原則）</p> <p>第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定のうち同条第四項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 四半期連結キャッシュ・フロー計算書</p> <p>第五章～第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（適用の一般原則）</p> <p>第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定のうち同条第四項において準用する場合及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち</p>

、四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3（略）

（適用の特例）

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一 連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号に掲げる要件を満たすこと

、四半期連結財務諸表（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は第九十三条の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法は、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第二条の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2・3（略）

（適用の特例）

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、第六章の定めるところによることができる。

一 連結財務諸表規則第一条の二第一号に掲げる要件を満たすこと

すこと。

二 当四半期連結会計期間の属する連結会計年度の直前の連結会計年度、当四半期連結会計期間の直前の中間連結会計期間（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第三条第二項に規定する期間をいう。）又は直前の四半期連結会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期連結財務諸表を指定国際会計基準によって作成した会社であつて、連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号口及び八に掲げる要件を満たすこと。

2 特定会社の子会社が連結財務諸表規則第一条の二第二項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、当該子会社を特定会社とみなして、前項（各号列記以外の部分に限る。）及び第六章の規定を適用する。

（有価証券に関する注記）

第十六条（略）

（削る）

。

二 当四半期連結会計期間の属する連結会計年度の直前の連結会計年度、当四半期連結会計期間の直前の中間連結会計期間（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第三条第二項に規定する期間をいう。）又は直前の四半期連結会計期間のいずれかの期間のうち、その末日が四半期連結決算日に最も近いものに係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則第一条第一項に規定する書類をいう。）又は四半期連結財務諸表を指定国際会計基準によって作成した会社であつて、連結財務諸表規則第一条の二第一号口及び八に掲げる要件を満たすこと。

（新設）

（有価証券に関する注記）

第十六条（略）

2 当四半期連結会計期間において、連結財務諸表規則第十五条の六第三項各号に定める事項に関して、前連結会計年度の末日に比して重要な変更又は著しい変動が認められる場合には、その内容を注記

(純資産の分類)

第五十四条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

第三章の二 四半期連結包括利益計算書

第一節 総則

(四半期連結包括利益計算書の記載方法)

第八十三条の二 四半期連結包括利益計算書の記載方法は、本章の定めるところによる。

2 四半期連結包括利益計算書は、様式第三号の二及び第四号の二により記載するものとする。

(四半期連結損益及び包括利益計算書)

第八十三条の三 四半期連結包括利益計算書は、四半期連結損益及び包括利益計算書(四半期連結損益計算書の末尾に本章の規定による記載を行ったものをいう。)を作成する場合には、記載を要しない。

(四半期連結包括利益計算書の区分表示)

しなければならない。

(純資産の分類)

第五十四条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第八十三条の四 四半期連結包括利益計算書は、少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失、その他の包括利益及び四半期包括利益に分類して記載しなければならない。

(新設)

第二節 その他の包括利益

(新設)

(その他の包括利益の区分表示)

第八十三条の五 連結財務諸表規則第六十九条の五の規定は、その他の包括利益について準用する。

(新設)

(その他の包括利益に関する注記)

第八十三条の六 連結財務諸表規則第六十九条の六の規定は、その他の包括利益に関する注記について準用する。

(新設)

第三節 四半期包括利益

(新設)

(四半期包括利益)

第八十三条の七 少数株主損益調整前四半期純利益金額又は少数株主損益調整前四半期純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、四半期包括利益金額として記載しなければならない。

(新設)

2 前項に規定する四半期包括利益金額については、四半期連結財務諸表提出会社の株主に属する金額及び少数株主に属する金額に区分

し、その区分ごとの金額を四半期連結包括利益計算書の末尾に記載
しなければならない。

(会計基準の特例に関する注記)

第九十四条 指定国際会計基準によって作成した四半期連結財務諸
表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準が国際会計基準(連結財務諸表規則第一条の
二第一項第一号二に規定する国際会計基準をいう。以下この条に
おいて同じ。)と同一である場合には、国際会計基準によって四
半期連結財務諸表を作成している旨
- 二 指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際
会計基準によって四半期連結財務諸表を作成している旨

三 (略)

(会計基準の特例に関する注記)

第九十四条 指定国際会計基準によって作成した四半期連結財務諸
表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 指定国際会計基準によって四半期連結財務諸表を作成している
旨

(新設)

二 (略)

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

改正案		現行			
様式第二号 【四半期連結貸借対照表】		様式第二号 【四半期連結貸借対照表】			
(単位： 円)		(単位： 円)			
	当第 四半期 連結会計期間末 (平成 年 月 日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成 年 月 日)			
	当第 四半期 連結会計期間末 (平成 年 月 日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成 年 月 日)			
(略)			(略)		
純資産の部			純資産の部		
株主資本			株主資本		
資本金	× × ×	× × ×	資本金	× × ×	× × ×
資本剰余金	× × ×	× × ×	資本剰余金	× × ×	× × ×
利益剰余金	× × ×	× × ×	利益剰余金	× × ×	× × ×
自己株式	× × ×	× × ×	自己株式	× × ×	× × ×
株主資本合計	× × ×	× × ×	株主資本合計	× × ×	× × ×
その他の包括利益累計額			評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	× × ×	× × ×	その他有価証券評価差額金	× × ×	× × ×
繰延ヘッジ損益	× × ×	× × ×	繰延ヘッジ損益	× × ×	× × ×
土地再評価差額金	× × ×	× × ×	土地再評価差額金	× × ×	× × ×
為替換算調整勘定	× × ×	× × ×	為替換算調整勘定	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×
その他の包括利益累計額合計	× × ×	× × ×	評価・換算差額等合計	× × ×	× × ×
新株予約権	× × ×	× × ×	新株予約権	× × ×	× × ×
少数株主持分	× × ×	× × ×	少数株主持分	× × ×	× × ×
純資産合計	× × ×	× × ×	純資産合計	× × ×	× × ×
負債純資産合計	× × ×	× × ×	負債純資産合計	× × ×	× × ×
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第64号）

改 正 案	現 行	
様式第三号の二 【四半期連結包括利益計算書】 【第 四半期連結累計期間】	(新設)	
	(単位： 円)	
	前第 四半期連結累計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当第 四半期連結累計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
少数株主損益調整前四半期純利益(又は少数株主損益調整前四半期純損失)	× × ×	× × ×
その他の包括利益		
<u>その他有価証券評価差額金</u>	× × ×	× × ×
繰延ヘッジ損益	× × ×	× × ×
為替換算調整勘定	× × ×	× × ×
持分法適用会社に対する持分相当額	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
<u>その他の包括利益合計</u>	× × ×	× × ×
<u>四半期包括利益</u>	× × ×	× × ×
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	× × ×	× × ×
少数株主に係る四半期包括利益	× × ×	× × ×
(記載上の注意)		
連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。		

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第64号）

改 正 案	現 行																																								
<p>様式第四号の二 <u>【四半期連結包括利益計算書】</u> <u>【第 四半期連結会計期間】</u></p> <p style="text-align: right;">（単位： 円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">前第 四半期連結会計期間 （自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">当第 四半期連結会計期間 （自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>その他の包括利益</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>その他有価証券評価差額金</u></td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td> 繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td> 為替換算調整勘定</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td> 持分法適用会社に対する持分相当額</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td> <u>その他の包括利益合計</u></td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td><u>四半期包括利益</u></td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td>（内訳）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 親会社株主に係る四半期包括利益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> <tr> <td> 少数株主に係る四半期包括利益</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> <td style="text-align: center;">× × ×</td> </tr> </tbody> </table> <p>（記載上の注意） 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。</p>		前第 四半期連結会計期間 （自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）	当第 四半期連結会計期間 （自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）	少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）	× × ×	× × ×	その他の包括利益			<u>その他有価証券評価差額金</u>	× × ×	× × ×	繰延ヘッジ損益	× × ×	× × ×	為替換算調整勘定	× × ×	× × ×	持分法適用会社に対する持分相当額	× × ×	× × ×	× × ×	× × ×	<u>その他の包括利益合計</u>	× × ×	× × ×	<u>四半期包括利益</u>	× × ×	× × ×	（内訳）			親会社株主に係る四半期包括利益	× × ×	× × ×	少数株主に係る四半期包括利益	× × ×	× × ×	<p>（新設）</p>	
	前第 四半期連結会計期間 （自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）	当第 四半期連結会計期間 （自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）																																							
少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）	× × ×	× × ×																																							
その他の包括利益																																									
<u>その他有価証券評価差額金</u>	× × ×	× × ×																																							
繰延ヘッジ損益	× × ×	× × ×																																							
為替換算調整勘定	× × ×	× × ×																																							
持分法適用会社に対する持分相当額	× × ×	× × ×																																							
.....	× × ×	× × ×																																							
<u>その他の包括利益合計</u>	× × ×	× × ×																																							
<u>四半期包括利益</u>	× × ×	× × ×																																							
（内訳）																																									
親会社株主に係る四半期包括利益	× × ×	× × ×																																							
少数株主に係る四半期包括利益	× × ×	× × ×																																							